

石川県公報

平成30年6月21日（木曜日）

号 外

(第 52 号)

目 次

目	次
告示 ○平成30年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (監理課) 1	公告 ○政府調達に関する協定に係る入札公告 (監理課) 3

告 示

石川県告示第290号

平成30年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成30年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、建設工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第一の上欄に掲げるものとする。

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 納税証明書

イ 法第27条の27の規定による経営規模等評価結果通知書及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し（平成29年10月1日直前の事業年度の終了の日を審査基準日とするものであること。）

ウ その他知事が必要があると認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書等は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、または添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部監理課入札・契約グループ 電話番号 076-225-1712

4 競争入札に参加する者の資格の審査を受けることができる者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けており、かつ、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者
- (4) 申請日の1月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者であること。
- (5) 次のア又はイに掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

- (1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、3(2)により提出された申請書及び添付書類に基づき、4に規定する事由について行う。
- (2) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく審査において平成30年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者（この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日の翌日から平成31年3月31日までとする。
- (2) 平成31年度以降に石川県において締結が見込まれる特定調達契約に関し、競争入札の参加を希望する者は、別途公示を行うので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 代表者以外の役員又は理事
- (5) 資本金
- (6) 郵便番号
- (7) 電話番号
- (8) 契約等に関する権限の受任者の内容
- (9) 建設業許可の内容
- (10) 申請業種の全部又は一部取下げ

9 資格の取消し等

知事は、競争入札参加資格者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 4(1)から4(3)までに掲げる要件に該当しない者となったとき。
- (2) 令第167条の4第1項又は第2項に該当したとき。
- (3) 3(2)に定める申請書の内容及び添付書類の重大な事項について、故意に虚偽の記載等をしたとき。

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 金沢港機能強化整備（クルーズターミナル）建設工事（建築）
- (2) 工事場所 金沢市無量寺町 地内
- (3) 完成期日 平成32年2月28日（一部債務負担行為）
- (4) 工事概要 鉄骨造 地上3階建て、延床面積10,619㎡（展望デッキ含む）の新築に係る建築工事一式
- (5) 予定価格 2,698,812,000円（税込み）
- (6) 工事の実施形態

ア 本工事は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（以下「総合評価方式」という。）の適用工事である。

イ 本工事は、低入札価格調査制度の適用工事である。

ウ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

エ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

オ 本工事は、入札参加資格確認申請及び入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾に関しては、石川県土木部監理課に紙入札方式承諾願を提出すること。

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、平成30年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第290号。以下「平成30年石川県告示」という。）に基づく特定入札参加資格を有すると認められた4者の建設業者（以下「構成員」という。）により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、発注者により、この工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期間の末日からこの工事の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（詳細は、入札説明書による。）。)
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は、入札説明書による。）。)
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、石川県が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 次に掲げる資格1（代表者）と資格2（構成員）、資格3及び4（構成員）をそれぞれ有する者1者ずつによる4者で構成されるものであること。

ア 資格1（代表者）

次の要件を全て満たす者であること。

(ア) 平成29年度に実施された建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間にあるもの。以下「結果通知書」という。)における建築一式工事に係る総合評定値(以下「総合評定値」という。)が1,000点以上であること。

(イ) 平成15年度以降に、公共機関等(国又は地方公共団体等)が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築(改修を除く。)部分の延床面積が2,000㎡以上の工事を元請として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員としての実績である場合は、出資比率30%以上の構成員として2回以上施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。

(ウ) 配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。

a 3ヶ月以上の雇用関係にある者

b 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であって、かつ監理技術者の資格を有する者
なお、配置予定の技術者として二人まで同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

イ 資格2(構成員)

次の要件を全て満たす者であること。

(ア) 総合評定値が910点以上であること。

(イ) 平成15年度以降に、公共機関等(国又は地方公共団体等)が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築(改修を除く。)工事を元請として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。

(ウ) 配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。

a 3ヶ月以上の雇用関係にある者

b 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であって、かつ監理技術者の資格を有する者
なお、配置予定の技術者として二人まで同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

ウ 資格3及び4(構成員)

次の要件を全て満たす者であること。

(ア) 総合評定値が780点以上であること。

(イ) 平成15年度以降に、公共機関等(国又は地方公共団体等)が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築(改修を除く。)工事を元請として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。

(ウ) 配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。

a 3ヶ月以上の雇用関係にある者

b 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者
なお、配置予定の技術者として二人まで同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

(8) 総合評価方式に係る技術提案（以下「技術提案」という。）が適切であること。

3 共同企業体の結成に関する事項

共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。
- (2) 代表者は、2(7)アに掲げる資格1（代表者）の要件を満たす者であつて、出資比率が、構成員中最も大きな者であること。
- (3) 構成員の出資比率は、それぞれ15%以上であること。

4 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおり（詳細は、入札説明書による。）とする。

- ア 技術提案
- イ 不正行為
- ウ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合は、基礎点として100点を与える。

イ 加算点及び施工体制評価点

総合評価に関する評価項目を評価し、加算点及び施工体制評価点を与える（詳細は、入札説明書による。）。

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者について、基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝（基礎点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

(3) 施工体制評価のための聴取り調査の実施

施工体制の評価に当たっては、開札後、速やかに聴取り調査を実施する。

(4) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案の内容が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が基礎点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 技術提案の内容の遵守

施工に当たっては、事前に提出し適正とされた技術提案の内容を遵守すること。ただし、発注者との協議により、技術提案の内容以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。

受注者の責により、技術提案の内容が遵守されない場合は、工事成績評定点の減点及び違約金請求の措置を講じるものとする（詳細は、入札説明書による。）。

5 入札説明書等の交付方法等に関する事項

(1) 入札説明書及び設計図書等の交付期間及び方法

ア 交付期間

平成30年6月21日(木)から同年8月1日(水)午後5時まで

イ 交付方法

石川県入札情報システム(下記ホームページアドレス。以下同じ。)の入札予定画面よりダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1700000>

(2) 質問書の受付期間及び方法

執行機関の長に対して、平成30年6月21日(木)から同年7月18日(水)午後5時までに文書(様式は任意)で郵送又は持参にて提出(必着)

(3) 回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 平成30年6月21日(木)から同年8月1日(水)午後5時まで

イ 閲覧場所 石川県土木部監理課(行政庁舎15階)及び入札情報システムの入札予定画面

6 入札参加資格の確認手続き等に関する事項

この工事の入札に参加を希望する共同企業体は、次に従い、発注者の入札参加資格の確認及び共同企業体入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、平成30年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者にあつては、平成30年石川県告示による申請書も併せて提出すること。

(1) 申請書等の受付期間及び方法

ア 申請書及び入札参加資格確認資料

平成30年7月18日(水)午後5時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 申請書に添付する書類

平成30年7月18日(水)までに石川県土木部監理課に、次の書類各1部を郵送(書留郵便とし、受付期限内必着とする。)すること。

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(ウ) 構成員の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(エ) 同種又は類似工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

(オ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験や雇用期間が確認できる書類(主任(監理)技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届、コリンズカルテ等)の写し

(カ) 別に定める「建設工事等の発注における関係会社等の同一入札参加制限について」に基づく業態調書

(キ) 総合評価方式に係る技術資料(詳細は、入札説明書による。)

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、上記2(2)に定める条件を除き、申請書の提出期限の日現在の事実をもって行い、その結果は、当該申請書を提出した者に対し、平成30年7月26日(木)までに電子入札システムにより通知する。

(3) 入札参加資格否認の理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、石川県知事に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由の説明の請求は、通知があつた日の翌日から起算して7日目(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日(以下「休日」という。)があるときは、その日数を加算し、加算した期間について休日が含まれる場合も同様とする。)にあたる日の午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は申請書等の提出場所へ郵送又は持参により提出すること。

ウ 理由の説明は、書面により行う。

7 入札手続きに関する事項

(1) 入札書(見積内訳書添付)の受付期間及び方法

電子入札システムにより、平成30年7月31日(火)から同年8月1日(水)の午後5時までに入札書(見積内

訳書添付)を提出すること。

なお、発注者の承諾を得て紙入札を行う者は、上記受付期間内に石川県土木部監理課に持参により提出すること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便(提出期限内必着とする。)をもって提出することができる。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 開札日時

平成30年8月2日(木)午前10時

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加者は、土木部競争入札心得(以下「入札心得」という。)、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札すること。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

エ 入札参加資格のない者、申請書又は提出した資料に虚偽の記載をした者、入札書に見積内訳書を添付しない者並びに入札に関する条件及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。また、入札心得に定める無効の入札書に該当する入札書についても、無効とする。

(5) 落札者決定予定日

平成30年8月22日(水)

(6) 入札結果の公表

契約締結後、石川県入札情報システムにおいて公表する。

8 契約の条件に関する事項

(1) 契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、工事の契約締結については、事前に石川県議会の議決を要するので、当該仮契約は、石川県議会での工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。

ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約保証金

落札者は、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)の規定により契約保証金を納付すること。ただし、同規則の規定により、契約保証金に代えて担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

(3) 工事代金の支払条件等

ア 前金払の額

各会計年度における支払限度額の10分の4以下に相当する額とする。

イ 部分払又は中間前金払の選択

落札者は、次に掲げる支払方法のいずれかを選択することができる。ただし、契約締結後においてこれを変更することはできない。

(ア) 部分払

石川県財務規則第147条第2項に規定する回数とする。

(イ) 中間前金払

各会計年度における支払限度額の10分の2以下に相当する額とする。

ただし、出来高予定額が200万円以上の基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

9 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 特定入札参加資格の認定を受けていない者の参加
平成30年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者も、申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札までに、平成30年石川県告示に基づく特定入札参加資格の認定を受けていなければならない。
- (3) 契約後V E方式に係る提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について、提案することができる。
この場合において、当該提案が適正と認められる場合は、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする（詳細は、特記仕様書による。）。
- (4) 配置予定技術者の専任性の確認
落札者決定後、コリンズ等により配置予定の監理技術者及び主任技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合を除き、申請書の差し替えは認めない。
- (5) 調査基準価格を下回った価格での入札
調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置すること等の条件を付するものとする（詳細は、入札説明書による。）。
- (6) 入札手続きにおける交渉の有無
無
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (8) この公告に記載のない事項は、国内法又は石川県の条例、規則若しくは告示によるほか、入札説明書によるものとする。

10 問い合わせ先

石川県土木部監理課入札・契約グループ

郵便番号 920-8580

所在地 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1712

11 Summary

- (1) Official in charge of awarding the contract:
Masanori Tanimoto, Governor of Ishikawa Prefecture
- (2) Contract subject matter:
Construction work of the New Cruise Terminal in Port of Kanazawa (Architecture)
- (3) Deadline for submitting bidding applications:
5:00pm, July 18th, 2018 (tenders submitted in person or submitted by mail and received by 5:00pm, July 18th, 2018)
- (4) Deadline for other relevant documents for qualification sent by mail:
5:00pm, July 18th, 2018
- (5) Deadline for the submission of tenders by electronic bidding system:
5:00pm, August 1st, 2018
- (6) Contact:
Tendering and contracting group, Administration Division, Department of Public Works, Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki, Kanazawa-city, Ishikawa Prefecture
920-8580 Japan TEL 076-225-1712
Maile250100@pref.ishikawa.lg.jp